

理事会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月10日(木)午前10時30分～
- 2 開催場所 たかつガーデン2階 コスモス
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。
今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ併用での会議としております。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。
では、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数22名、会場での出席18名、ウェブでの出席3名、合計して本日の出席者21名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。
また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。
それでは、はじめに、令和3年4月1日付けで、吉村常務理事が就任いたしましたので、ごあいさつ申し上げます。

吉村常務 (あいさつ)

司 会 続きますので、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。
4月1日付けで就任いたしました河野社会福祉研修・情報センター所長でございます。青木福祉事業課長でございます。
次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。
(資料確認)
それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長 (あいさつ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異議なし)
異議なしということでございますので、議長を宮川会長にお願いいたします。

宮川議長 まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。
両監事さん、どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 令和2年度事業報告(案)について

宮川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案 令和2年度事業報告(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。

第1号議案、令和2年度事業報告（案）につきまして、ご説明申しあげます。
資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

わが国では、少子・高齢化が急速に進行しており、令和7年（2025年）には、団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者となることを見込まれています。少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少、地域社会の活力低下など、社会経済や社会保障に大きな影響を与え、単身高齢者の増加や地域・家族などのつながりの希薄化と相俟って、社会的孤立や、生活に問題を抱える人々の福祉課題の多様化・複雑化、「制度の狭間」問題が顕在化してきています。

こうした状況に対応し、本会は、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティを構築すべく、令和2年度は、とくに新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響にも配慮し、取組みを着実に進めました。

外出自粛が要請され、従来の地域福祉活動の実践が困難となるなか、本会では、区社協と大阪市・区民生委員児童委員協議会の協力を得て、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」を実施し、コロナ禍での不安や困りごとについて実態を把握しながら高齢者や障がい者等の安否確認や見守り活動を継続しました。

また、これらの活動を通じて得た情報を踏まえ、地域で、さまざまな活動に取り組む団体が、コロナ禍での活動の継続や再開、代替策などを考える際の視点や具体的手順をまとめた「コロナの中でもつながる方法」を作成し、区社協の地域福祉活動支援事業や要援護者の見守りネットワーク強化事業、地域包括支援センター事業等のコロナ禍に対応した展開支援を図りました。

さらに、コロナの影響による休業や失業で経済的に困窮した世帯が急増したことから生活福祉資金の特例貸付として位置づけられた、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付や生活困窮者自立相談支援窓口における住居確保給付金への対応などに、市・区社協が一体となり取り組みました。

一方、地域福祉活動推進計画（平成30年度～令和2年度）の評価・検証を踏まえ（1）場づくり・つながりづくりを絶やさない（2）見守りと生活支援・相談支援に取り組む（3）参画と協働による地域づくりを拓げる、を基本目標とした「第2期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～5年度）を令和3年3月に策定しました。

以上、本会は、コロナの終息の兆しが見えない中、「地域における共生・人権尊重」と「災害への備え」の視点を持ち、平常時はもちろんのこと、非常時であっても、地域福祉を推進する中核的な団体として求められる役割がさらに高まることを認識しつつ、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、地域福祉を推進しました。

続きまして、2頁「取組み実施状況」をご覧ください。ただいまご説明いたしました令和2年度の事業報告の概要に基づき、本会が取り組んでまいりました個別の事業について記載しております。

令和2年度は、一年を通して新型コロナウイルスの影響を受けながらの事業展開となりました。新しい生活様式を踏まえ、急速に社会もデジタル化が進み、本会でもオンラインの活用により、場所などに捉われず、会議や研修を中心に積極的に取り組みました。

では、主な内容につきましてご説明いたします。

堀江課長

2頁の「1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」でございます。

(1) 人材の確保につきましては、オンラインを活用した法人説明会の開催や、人材育成の方は、毎年策定する研修計画に基づき、各種研修を実施しました。

(2) 組織基盤の強化につきましては、法人財務基盤を強化するため、事業受託を積極的に進め、令和3年度の要介護認定調査・障がい支援区分認定調査業事業に公募申請し、令和3年度の受託が決定いたしました。

3頁の「2 『大阪市地域福祉活動推進計画』の推進・評価及び第2期計画の策定」でございます。

大阪市地域福祉活動推進計画の最終年度として、3つの重点目標、本会が推進する12項目を着実に推進するとともに、3年間の評価結果も総括しました。また、令和3年度から5年度の3年間の計画期間とし、「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

続きまして、「3 コロナ禍でのつながりを絶やさない見守り支援事業の実施」でございます。

コロナ感染拡大に伴う、外出やイベントの自粛要請等で、高齢者や障がい者などが孤立や不安を抱えないよう、見守りや安否確認等の強化を目的に、外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業を区社協と協働して実施しました。

内容については、理事会や評議員会でも年度途中でご報告もさせていただきながら進めましたが、大きく4つ取り組みました。

(1) 民生委員・児童委員の協力による見守り活動の実施でございます。1回目の緊急事態宣言が発出されたゴールデンウィークの期間と夏の期間の2回に分けて、民生委員・児童委員のみなさま、延べ22,285人のご協力を得て、電話や自宅訪問による安否確認、マスクと啓発チラシのポスティング等、52,285人を対象に見守り活動を実施いたしました。

(2) タオル等、啓発物品の配付による見守り活動の実施でございます。本会と区社協、各地域団体、ボランティアなどと協力し、啓発物品46,750セットを活用して見守り活動を実施いたしました。

(3) ふれあい型食事サービス等の利用者への配食活動の実施でございます。5月から12月までに、ふれあい型食事サービスまたはみんな食堂の利用者などを対象に、計50,965食を配食しました。

(4) 区社協独自の取り組みへの支援でございます。コロナ禍でもつながりを絶やさないため、啓発チラシ・衛生物品等の配付や返信用葉書を使った安否確認など、区社協独自の取り組みを支援しました。

4頁に移りまして、(5) 実態調査でございます。以上の取り組みは、住民のみなさんの安否確認と併せ、本会並びに区社協で実施している他の事業にも意識的に関連付け、推進いたしました。

「4 地域共生社会の実現に向けた区社協活動及び法人運営に向けた支援」でございます。

(1) 地域福祉の充実に向けた事業の推進の「ア 地域福祉活動推進支援事業」「イ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」とともに、コロナ禍で例年通りの地域での活動への支援や地域づくりの取り組みが進みづらかったところもありますが、つながり方の工夫をし、こんな時だからこそ、住民のSOSを見落とさないよう、個別支援にも積極的に取り組みました。

「エ 生活困窮者自立支援事業」について、コロナ禍による住居確保給付金の要件緩和に伴う相談者の急増に対し、円滑に業務が進むよう、日々の現状把握や情報整理等を通じて後方支援しました。

「5 地域福祉推進に向けた新たな担い手の参画と育成強化」でございます。

(1) 学生ボランティアの育成については、福祉系大学や専門学校等に対して、学生ボランティアを募集し、36人のボランティア登録がありました。登録者には、こどもの居場所活動等の継続的な活動や、住民への調査等に係る活動を紹介するなど、活動を通じた学びと成長を支援しました。

(2) 社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職及び新たな担い手の育成・確保につきましては、オンデマンド等を積極的に取り入れ、アの社会福祉施設職員を対象とした研修や、イの社会福祉施設における感染防止対策についての動画の作成及び配信等を行いました。

新たな取組みとしては、6ページの「介護の職場 担い手創出事業」を実施いたしました。専門職がより専門性を発揮できる環境をつくり、専門職以外の人材の介護分野への参入を促し、人材の裾野を拡げることを目的に実施し、人材確保・定着の手法や効果を検証しました。

「6 助成金や市民からの寄附などによる民間活動への支援」についてでございます。

(1) 大阪市ボランティア活動振興基金の充実につきまして、令和元年度に活動団体が活用しやすいよう大きく枠組みを改編しました。その結果、改編前と比して申請件数が41件増え合計222件となり、また、申請団体の約5割が新規団体であり、多くの民間活動への支援につながりました。

7頁「7 災害に備えた取組みの推進」についてでございます。

(1) 市災害対策本部及び市災害ボランティアセンターの設置に備えた取組みについて、災害時に円滑に対応できるよう、区社協とも連携して、災害対策本部及び災害ボランティアセンター設置訓練を実施しました。

9頁「10 多様な相談支援の充実」でございます。

(2) 地域子ども支援ネットワーク事業につきましては、(1)のボランティア・市民活動センターで実施している事業の一つであり、事業開始の平成30年度から令和2年度で3年目となりました。コロナの影響によりこども食堂が活動休止となったところが多く、その間の活動者の支援として連絡会を開催したり、シンポジウムの開催を通して、課題解決のヒントとなるよう活動を支援しました。また、企業等からの寄附も非常に多かった一年となりました。

10頁の(6)生活福祉資金貸付事業をご覧ください。

コロナの影響により、令和2年3月から生活福祉資金の特例貸付として位置付けられた、緊急小口資金及び総合支援資金の相談・受付窓口である各区社協に対して、情報提供や連絡調整など、円滑かつ効果的な業務の支援に向け、全社協、大阪府社協、大阪市とも連携し、相談窓口の環境整備、対応職員の調整や本会ホームページでの情報掲載などに努めました。

11頁「11 中立・公正な立場に立った事業の展開」でございます。要介護認定調査や障がい支援区分認定調査及び他都市の市内居住者の認定調査について、コロナ禍の影響で大阪市は令和2年6月・7月末認定期間満了の更新申請ケースに対して、全件「認定期間延長措置」を取り、その後も更新対象者の意向により認定期間延長

堀江課長 　　が選択できる措置を継続したことで、調査件数は大きく減少した結果となりました。

最後に、「12 福祉関係機関・団体との連携と協働」をご覧ください。

(1) の民生委員・児童委員との連携や (4) の大阪市住まい公社との連携、12 頁に移りまして (5) の大阪市社会事業施設協議会活動の推進など、各団体と連携し、幅広く地域福祉の推進を図りました。

以上、令和 2 年度事業報告 (案) の主な事業のみご説明させていただきました。なお、本日の資料は取組み実施状況のみ抜粋した内容となっております。後日、開催いたします評議員会においてご承認をいただきましたら、個別の事業の詳細と第 2 号議案でご審議いただきます決算報告書と合わせまして製本し、後日改めて、送付させていただきますたく存じますので、よろしくお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

宮川議長 　　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 2 号議案＞ 令和 2 年度決算報告 (案) について

宮川議長 　　続きまして、第 2 号議案の令和 2 年度決算報告 (案) について、事務局から説明してください。

真鍋次長 　　事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第 2 号議案、令和 2 年度決算報告 (案) についてご説明いたします。資料 2、1 頁をご覧ください。

令和 2 年度決算報告の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、高齢者等の安否確認や見守り活動を行う「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」と、生活福祉資金の特例貸付として「コロナウイルス特例貸付事業」の 2 事業を新たに実施しました。

コロナ禍の影響により、例えば要介護認定訪問調査事業において認定期間が延長されたことにより調査件数が減少するなど、規模の縮小を余儀なくされた事業もありましたが、その都度、大阪市や関係団体と調整を重ね、健全な法人運営に努めました。

また、法人運営の面では、本会の自主財源を活用する「地域こども支援ネットワーク」を実施するなど、地域福祉活動への支援も積極的に行いました。

それでは、令和 2 年度の財務活動についてご説明いたします。

「1 法人全体の状況」(1) 貸借対照表をご覧ください。

貸借対照表は、3 月 31 日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

今年度の 3 月 31 日時点の資産総額は、29 億 7,378 万 7,672 円、負債総額は 9 億

真鍋次長

4,524万2,404円となっており、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は20億2,854万5,268円です。

一方、昨年度の純資産額は記載しておりますとおり、19億9,081万2,360円で、比較しますと3,773万2,908円の増となっていることから、財政基盤が強化されたと言えます。なお、純資産額増加の主な要因は、経営安定化積立基金への積み立てのほか、災害時ボランティア活動積立金の積立によるものです。

次に、2頁、(2) 事業活動計算書をご覧ください。

事業活動計算書は、4月1日から3月31日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれるものであり、その数字がプラスであれば財政基盤の強化につながることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度中の収益総額は42億481万8,182円、費用総額は41億8,725万4,833円であり、その差額はプラス1,756万3,349円となっております。なお、費用の中には、収支のバランスが取れないことが前提となっているものとして、ボランティア活動振興基金事業の助成金費用のほか、保有債券の年度末における評価損が含まれています。よって、これらの事業を除いた、収入に見合った支出が前提となっている事業における当期活動増減差額は、1億1,247万7,001円の増となっており、法人本体の経営状態は良好であることを示しております。

続きまして、3頁(3) 資金収支計算書をご覧ください。

資金収支計算書は、4月1日から3月31日における、本会の事業資金の収支の内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は42億5,287万2,391円、支出総額は41億8,098万2,660円となっております。前期末残高の8億1,750万9,937円に対して、次年度への繰越事業資金額を表す当期末支払資金残高は、8億8,939万9,668円となっております。これら、前期残高と当期末残高の差が約7,200万円の増となっておりますことから、今年度は、前年度と比較して事業資金を増加させることができたと言えます。

以上、3つの計算書類をもとに、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたしました。

続きまして、4頁「2 事業ごとの主な状況・特筆事項」をご覧ください。

ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、その予算額と決算額に乖離があるもの、あるいは各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。

経常経費寄附金収入について、予算額3,133万6,000円のところ、決算額3,148万4,009円となっております。これは第3次補正予算でお諮りしたとおり、大阪市ホームヘルプ協会から解散に係る残余財産をご寄附いただいたことによるものでございます。

次に広告料収入について、予算額10万円のところ、決算額141万9,600円となっております。これは、昨年まで地域福祉活動推進支援事業で計上していました広報誌「大阪の社会福祉」の広告料収入を、法人運営事業で計上するよう整理したことによるものでございます。

最後に、災害時ボランティア活動支援積立金資産支出については、予算どおり100万円を計上しております。同積立金については、大阪市における大規模災害に備え

真鍋次長

るため、来年度以降も計画的に積立を継続してまいります。

続いて②地域こども支援ネットワーク事業をご覧ください。助成金収入について、予算額が300万円のところ、決算額は298万5,784円となっております。地域こども支援ネットワーク事業は、自主財源のほか、大阪市からの補助金と、事業に賛同いただいた施設や市民の方々からの協賛金を原資として実施している事業ですが、今年度は81もの団体・市民から協賛金を助成いただきました。なお、不足分につきましては、前年度に故 椎名道代 氏から頂いた寄附金を元に設定しました「福祉活用資金」を充当しました。

続いて③共同募金配分金事業をご覧ください。共同募金配分金収入について、予算額1,300万円のところ、決算額1,219万2,260円となっております。同収入については、令和元年度において新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度に繰越実施となっていた災害支援等に関する助成事業に係る収入のほか、地域の子どもの福祉のための助成も含まれております。

続いて④要介護認定訪問調査事業をご覧ください。受託金収入について、予算額10億764万円のところ、決算額7億4,574万8,166円となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、要介護認定期間が延長されたことで、調査申請件数が当初見込み件数に比して減少したことによるものでございます。

続いて⑤生活福祉資金貸付事務事業をご覧ください。コロナ特例貸付事務費収入について、予算額2億4,000万円のところ、決算額3億558万1,129円となっております。これは、第3次補正予算において特例貸付制度の延長による予算の増額をお諮りしたところですが、その後、特例貸付制度が再度延長したことを受け、事業実施に係る受託金額が増加したことによるものです。

続いて⑥社会福祉研修・情報センター事業をご覧ください。参加費収入が予算額2,200万円のところ、決算額409万2,450円となっております。これは、センターの改修工事により実施研修が中止となったほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止による研修のオンライン対応等、実施方法の変更によるものです。

以下、⑦から⑨では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は10件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は191件、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における貸付件数は53件となっております。

最後に、資料はございませんが、社会福祉充実財産についてご報告いたします。

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉充実財産は毎年度算定することが必要となりました。厚生労働省の通知では、主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例として、土地・建物を所有していない法人の場合は、財産額から年間事業活動支出の全額を控除できると示されていますことから、本会の場合、年間事業活動支出を財産額から控除した結果、残額が生じず、社会福祉充実計画を策定する必要はないことをご報告いたします。

以上、令和2年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

宮川議長

ただ今、令和2年度決算報告（案）について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、中村監事さんから監査報告をお願いします。

中村 監事

監事監査報告は資料 2 の 72 頁に添付していますのでご参照ください。

私、中村と後藤監事は、令和 3 年 6 月 1 日、市社協事務局において、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの理事の業務執行の状況について監査を実施しました。あわせて、会計監査人「かがやき監査法人」から会計監査報告を受けたところでございます。その結果につきまして、監事を代表してご報告申し上げます。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

さらに、内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人「かがやき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、本決算資料の最終頁には会計監査人からの理事会あて監査報告書も添付していますので、後ほどご参照ください。

以上でございます。

宮川 議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

右田 理事

コロナの特例貸付事業について、かねてから私なりに課題があるなど感じていましたが、生活福祉資金は府社協から受託して事業を行っていますが、このコロナの特例貸付についても府社協から受託しているのですか。大阪市は独立自治体であるのに、大阪市社会福祉協議会の独自性は認められていないのでしょうか。緊急性の高い問題への対応については大阪府、大阪市それぞれ独自に国に要請を出されますよね。そういったことから、大阪市は 1 つの事業運営主体として承認されているという理解でしたが、今回の特例貸付も従来の貸付事業と同様なのでしょうか。

堀江 課長

生活福祉資金貸付事業そのものが都道府県社会福祉協議会しか実施できないことになっています。今回の特例貸付である緊急小口資金と総合支援資金には従来の貸付事業の枠組みに含まれており、従来の枠組みで実施しています。

右田 理事

これは私の意見になりますが、こういった国家の一大災害の場合、基本的な考え方としては災害関係法で実施主体の主体性や独自性を承認して、国の災害特例法としての運用をすべきではないかと思っています。今までの事務委託システムを使って、何もかも委託するという印象をかねて持っておりましたので、質問させていただきました。

宮川 議長

他にご質問等はございませんか。ないようでございますので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第3号議案＞ 理事及び監事並びに会計監査人候補者の推薦について

宮川議長 続きまして、第3号議案、理事及び監事並びに会計監査人候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第3号議案 理事及び監事並びに会計監査人候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。

理事及び監事の皆さまの現任期が令和2年度会計に係る定時評議員会終結時までとなっており、この後、第5号議案でお諮りいたしますが、定時評議員会の開催予定日の6月25日をもって任期が満了となります。これによりまして、次の任期における理事及び監事候補者の推薦についてお諮りするものでございます。

はじめに、資料3の7頁をご覧ください。理事・監事・会計監査人選任規程の第2条、理事の選任では(1)の区社会福祉協議会の代表者から、(4)の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。

1頁にお戻りください。

理事の候補者(案)でございますが、まずは「区社会福祉協議会の代表者」でございます。

大阪市福島区社会福祉協議会会長の矢山英夫様、大阪市此花区社会福祉協議会会長の宮川晴美様、大阪市西淀川区社会福祉協議会会長の垣純一様、大阪市淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様、大阪市東成区社会福祉協議会会長の清水弘様、大阪市生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘様、大阪市阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様、大阪市住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄様、大阪市東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様、合計9名の皆さまを推薦いたしたく存じます。

なお、現在、理事としてご尽力いただいております西区社会福祉協議会会長の笹野井庸夫様、平野区社会福祉協議会会長の田中智偉子様におかれましては、今期をもって区社協会長を退任されることに伴い、本会理事についてもご退任となります。理事会の最後でご挨拶をいただきたいと思っております。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。

大阪市地域振興会会長の宮川様におかれましては此花区社会福祉協議会会長を兼任されておりますので、「区社会福祉協議会の代表者」として推薦いたしたく存じます。

大阪市地域女性団体協議会会長の前田葉子様、大阪市社会事業施設協議会会長の倉光慎二様、大阪府社会福祉協議会常務理事の田中進様、大阪府共同募金会常務理事の林田潔様、大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様、大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様、以上6名の皆さまを候補者として推薦いたしたく存じます。

2頁に移りまして、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。

大阪市民生委員児童委員協議会会長の吉川郁夫様、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の四宮政利様、以上2名の皆さまに引き続き、ご尽力賜りたいと存じます。

最後、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。

大阪市福祉局局長の出海健次様、大阪市こども青少年局局長の佐藤充子様、大阪

真鍋次長 府立大学名誉教授の右田紀久恵、本会常務理事の吉村浩、本会事務局長の浅井俊之、以上5名の皆さまでございます。

続きまして、監事候補者について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、再び、7頁の理事・監事・会計監査人選任規程をご覧ください。第3条第2項で、監事の選任につきましては、監事のうち1名は財務諸表を監査し得る者、1名は社会福祉事業について見識を有する者と規定しております。

2頁にお戻りいただいて、監事候補者（案）でございます。

監事のうち1名は、現在も監事としてご尽力いただいております、税理士の中村保弘様に引き続きお願いしたいと存じます。もう1名につきましては、現監事の藤静男様が大阪市老人福祉施設連盟の代表理事を交代されたことから、後任として大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事の新田正尚様をお願いしたいと考えております。

理事及び監事の任期につきましては、定時評議員会開催予定日の令和3年6月25日から令和4年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

続きまして、3頁をご覧ください。

会計監査人候補者（案）ですが、現在「かがやき監査法人」が会計監査人となっておりますが、平成29年度の就任から5年目を迎え、監査に係るスケジュールや報酬額等を見直す観点から、プロポーザル方式により公募をいたしました。

その結果、複数の監査法人から応募があり、会計監査人候補者選定委員会において選定された「辻・本郷 監査法人」を会計監査人候補者として推薦するものでございます。

任期につきましては、定時評議員会開催予定日の令和3年6月25日から令和3年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

会計監査人候補者選定までの経過や会計監査人候補者に係る資料等は4頁以降に添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、理事及び監事並びに会計監査人候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今、理事及び監事並びに会計監査人候補者の推薦について、説明がございましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 評議員候補者の推薦について

宮川議長 続きまして、第4号議案、評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。第4号議案 評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

評議員の現任期が令和2年度会計に係る定時評議員会終結時までとなっております、先ほどの第3号議案でもご説明しましたとおり、定時評議員会の開催予定日でございます令和3年6月25日をもって任期が満了となります。これによりまして、次の任期における評議員候補者の推薦についてお諮りするものでございます。

浅井局長

資料4の3頁をご覧ください。評議員選任規程の第2条、評議員の選任では(1)の区社会福祉協議会の代表者から、(4)の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。

1頁にお戻りください。評議員の候補者(案)でございますが、まずは「区社会福祉協議会の代表者」でございます。

大阪市北区社会福祉協議会会長の小玉始様、大阪市都島区社会福祉協議会会長の前田起平様、大阪市中央区社会福祉協議会会長の浦野皖次様、大阪市港区社会福祉協議会会長の武智虎義様、大阪市大正区社会福祉協議会会長の川上満様、大阪市浪速区社会福祉協議会会長の北口武司様、大阪市東淀川区社会福祉協議会会長の吉田正則様、大阪市旭区社会福祉協議会会長の宮本正路様、大阪市城東区社会福祉協議会会長の高木正博様、大阪市鶴見区社会福祉協議会会長の中田俊二様、大阪市住吉区社会福祉協議会会長の山下保一様、以上11名の皆さまを推薦いたしたく存じます。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。

朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の山本雅彦様、毎日新聞大阪社会事業団常務理事の和田堅吾様、産経新聞厚生文化事業団からは現在顧問の佐藤義博様に評議員に就任いただいておりますが、6月末をもって退任されることから、後任として同事業団専務理事の森脇睦郎様を推薦いたします。続いて、NHK厚生文化事業団近畿支局長の種田敦志様、大阪市保育連合会会長の近藤遼様、2頁に移りまして大阪NPOセンター副代表理事の山田裕子様、大阪市手をつなぐ育成会理事長の小泉いと子様、以上7名の皆さまを推薦いたしたく存じます。

続いて、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。

大阪市此花区民生委員児童委員協議会会長の浦野英男様、大阪市浪速区民生委員児童委員協議会会長の阪中雅博様、大阪市東淀川区民生委員児童委員協議会会長の山本眞路様、現在評議員に就任いただいている大阪市天王寺区民生委員児童委員協議会会長の一本松三雪様の後任として、大阪市東住吉区民生委員児童委員協議会会長の栗野太一郎様、以上4名の皆さまを評議員候補者として推薦いたします。

最後、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。

大阪府医師会理事の前川たかし様、大阪府歯科医師会理事の小谷泰子様、ニッセイ予防医学センター次長の中澤義之様、釜ヶ崎支援機構理事長の山田實様、区長会議福祉・健康部会会長(都島区長)の大畑和彦様、以上5名のみなさまを推薦いたしたく存じます。

任期につきましては、6月24日に開催予定の評議員選任・解任委員会にて、ご審議いただき、承認いただきましたら、定時評議員会開催予定日の令和3年6月25日から令和6年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長

ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

宮川議長 異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 定時評議員会の開催(案)について

宮川議長 続きまして、第5号議案、定時評議員会の開催(案)について、事務局から説明してください。

浅井局長 第5号議案 定時評議員会の開催(案)につきまして、ご説明申しあげます。
資料5をご覧くださいと存じます。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び場所につきましては、令和3年6月25日(金)、午後1時30分から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。なお、本理事会と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてウェブ併用で開催いたします。

議案につきましては、令和2年度事業報告(案)、令和2年度決算報告(案)、理事及び監事並びに会計監査人の選任でございます。

以上、定時評議員会の開催(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしく願い申しあげます。

宮川議長 ただ今、定時評議員会の開催(案)について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。
お手元資料6をご覧ください。

定款第20条に、会長及び常務理事は、毎会計年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しております。

本日は、令和3年4月1日から現時点までの状況につきまして、宮川会長及び吉村常務理事から報告いたします。

それでは、宮川会長から、よろしく願いいたします。

宮川会長 職務執行状況について報告いたします。主な事業の実施状況は、設立70周年記念事業の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組み、災害対応機能の強化に向けた取組み等です。

人材の育成と確保は、職員の新規採用と研修の実施、職員採用試験の実施です。

監査等の状況については、会計監査人監査として令和2年度末実査、令和2年度決算に係る会計監査、理事との面談を行いました。

各種会議その他重要な組織の活動ですが、市・区社協経営計画会議で市・区社協一体となって取り組む事項について協議しました。主な検討内容については記載のとおりです。

宮川会長 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況としまして、令和3年度新規採用職員人事発令式に出席しました。以上です。

吉村常務 それでは、私から資料6に基づき、4月1日以降の職務執行状況について、ご報告いたします。

4月1日に着任後すぐに、各所属にヒアリングし、業務の実施状況や懸案課題等について把握し、円滑な事業運営に努めました。

まずは「1 主な事業の実施状況」ですが、今年度は設立70周年という大きな節目の年を迎えます。そこで、社協が果たしている役割や実績を積極的に情報発信するとともに、社協内の情報の共有・活用を推進していくこととしており、4月に情報発信・情報共有検討チームを立ちあげ、現在、10月開催予定の社会福祉大会に間に合うよう、70周年記念冊子や社協PR動画の作成等の作業を進めています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みについては、4月の大幅な感染拡大時において、区社協で複数の感染者が立て続けに発生したことや、緊急事態宣言が発出されたことを受け、市社協・区社協職員にあらためて感染症対策や感染症発生時の業務の対応について周知・徹底を図りました。また、大阪市において、ワクチン接種が開始されるにあたり、社協でも、市民からの問い合わせ、相談に対応できるよう市の情報の共有化を図りました。

さらに、国の方針で、緊急事態宣言の延長をふまえた生活困窮者への支援として、緊急小口資金等の特例貸付について6月末までであった申請期限が8月末までに延長されたことを受け、引き続き市・区社協において適切に対応してまいります。

続いて、災害対応機能の強化に向けた取組みについては、大規模災害発生時に職員がより実効性のある行動を実践し、災害ボランティアセンターの運営等、社協の役割を適切に果たせるよう、4月に災害対応検討チームを立ちあげ、災害応急対策の実施要綱・マニュアル、業務継続計画、災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル等の見直し、改定に向け、検討作業を進めています。

次に「2 人材の育成と確保」ですが、令和3年4月1日には18人の職員を新規採用し、市・区社協に配置し研修を実施しました。また、人材確保の取組みとしては、令和4年4月職員採用に向けた募集や、法人就職説明会のオンライン開催、採用試験を実施するとともに、令和3年7月採用予定職員の募集、面接等に取り組んでまいりました。ちなみに、令和4年4月採用予定職員募集の応募者は34人、令和3年7月採用予定職員は4人でございます。

「3 監査等の状況」については、会計監査人による監査が記載のとおり行われました。第2号議案の令和2年度の決算報告でもご説明しましたとおり、適正であったとの監査意見をいただいております。

「4 各種会議その他重要な組織の活動」については、資料に記載のとおり市・区社協経営計画会議を開催し、社協共通の経営課題の解決に向けた検討を進めています。また、私のほうで、5月から6月にかけて24区社協を訪問し、各区社協の取組みの実施状況や課題等について直接、聞き取り、今後活かしていくこととしています。

「5 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況」については資料に記載のとおりです。

私からの報告は以上です。

司 会 年6月25日（金）午後4時から、市立社会福祉センターで開催いたします。
会議終了後、事務局から開催案内をお渡しいたしますので、ご多用のところ申し
訳ございませんが、出席いただきますようよろしくお願いいたします。
本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。